

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	1	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	指定給水装置工事事業者の指定の取消し		
根拠法令(条例等)	水道法(昭和32年法律第177号)		
根拠条項	<p>(指定の取消し)</p> <p>第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第25条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。</p> <p>(2) 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第25条の8に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事事業者の事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(5) 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(6) 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(7) その施行する給水装置工事事業者が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p> <p>(8) 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。</p> <p>2 略</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)		
関係法令等	鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者規程		
関係文書等	指定給水装置工事事業者制度について(厚生労働省)		

処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	2	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	一般廃棄物収集運搬業・処分業の事業の停止命令		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>(事業の停止)</p> <p>第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p> <p>【その他の基準となる法令、通知等】</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (一般廃棄物処理業)</p> <p>第7条</p> <p>5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>10 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>		

11 第1項又は第6項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

関 係 法 令 等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3、第7条第7条第5項第3号・第10項第3号・第11項
関 係 文 書 等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備 考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	3	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	一般廃棄物収集運搬業・処分業の許可の取消し等		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>(許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。)</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)		

【その他の基準となる法令・通知等】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理業)

第7条

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当

- する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

（事業の停止）

第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- (3) 第7条第11項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

関係法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号、第7条の3、第7条の4
関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	4	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	一般廃棄物処理業者等への改善命令		
根拠法令(条例等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年号外法律第137号)		
根拠条項	<p>(改善命令)</p> <p>第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。)に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第3号に掲げる場合を除く。) 市町村長</p> <p>(2) 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準)が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合(次号に掲げる場合を除く。) 都道府県知事</p> <p>(3) 無害化処理認定業者により、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)又は産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物又は産業廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合 環境大臣</p>		
処分基準	未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)		



関係法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3第1号・第3号
関係文書等	
処分基準設定年月日	年 月 日
備考	

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	5	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	浄化槽の清掃について必要な指示		
根拠法令(条例等)	浄化槽法(昭和58年法律第43号)		
根拠条項	<p>(指示、許可の取消し、事業の停止等)</p> <p>第41条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等			
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号(第8条関係)

不利益処分の処分基準

整理番号	6	処理機関(所管課)	上下水道課
処分の概要	浄化槽清掃の許可の取消し等		
根拠法令(条例等)	浄化槽法(昭和58年法律第43号)		
根拠条項	<p>(指示、許可の取消し、事業の停止等)</p> <p>第41条 略</p> <p>2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第2項の命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>(4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p>		
処分基準	<p>未設定(法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
関係法令等	<p>浄化槽法第12条第2項、第35条第1項、第36条第2号イ・ハ・ホ～ヌ、第37条</p> <p>環境省関係浄化槽法施行規則第11条</p>		
関係文書等			
処分基準設定年月日	年 月 日		
備考			